

第八十回 参議院法務委員会 會議録第六号

(二四二)

昭和五十二年四月十二日(火曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

四月十一日

辞任

石本 茂君
岩本 政一君
塩見 俊二君
高橋雄之助君
町村 金五君
安井 謙君
齋藤 十朗君

補欠選任

山本茂一郎君
石破 二朗君
佐藤 信二君
遠藤 要君
藤川 一秋君
望月 邦夫君
齋藤榮三郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

田代富士男君

○社債発行限度暫定措置法案(内閣提出)
○証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

委員

○委員長(田代富士男君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨十一日、石本茂君、岩本政一君、塩見俊二君、高橋雄之助君、町村金五君、安井謙君及び齋藤榮三郎君が委員を辞任され、その補欠として山本茂一郎君、石破二朗君、佐藤信二君、遠藤要君、藤川一秋君、望月邦夫君及び齋藤榮三郎君が選任されました。

○委員長(田代富士男君) 社債発行限度暫定措置法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○寺田熊雄君 まあ、国債の場合には個人消化の問題が非常に重要な問題になっているようですが、この社債の場合の個人消化の度合いについて御説明いただきたいと思ひます。

法務省民事局長 香川 保一君
法務省刑事局長 伊藤 榮樹君
最高裁判所長官代理者 岡垣 勲君
最高裁判所事務総局刑事局長 二見 次夫君
事務局側 常任委員会専門員 小粥 正巳君

説明員

大蔵省証券局資 本市場課長 小粥 正巳君
通商産業省産業 政策局産業資金 課長 植田 守昭君

○説明員(小粥正巳君) お答え申し上げます。

社債の個人消化割合は、昭和四十年以降徐々に上昇してきておりまして、たとえば昭和五十年、最近の年度の数字で見ますと、四五・四％が個人消化となっております。これをさらに社債の内容に即して申し上げますと、電力債につきましては個人消化の割合が大変高くございまして、ただいま申し上げました五十年では六五・一％、三分の二近くが個人消化でございまして、電力を除きました一般事業債につきましてはこの割合がやや低くなりますが、五十年の数字で三二・四％でございまして、そのような状況でございまして、今後やはり個人金融資産が増加をしまして、いまと有価証券に対する嗜好も強まるということも考えられますので、従来の趨勢からいたしまして、今後とも着実な個人消化の伸びが期待されるように考えております。

○寺田熊雄君 社債の発行は証券会社が引き受けているようですね。これは何かそれを発行するにいて自主的な規制を定めておられるということを知っていますが、その自主的な規制について御説明いただきたい。

○説明員(小粥正巳君) お答え申し上げます。

ただいまお尋ねの公募の社債につきましては、先生御指摘のように、証券会社が引受者として、まして公募社債引き受けに当たっております。なお、起債の関係者としていたしましては、引受証券会社、それから担保付社債信託法による担保の受託会社といたしまして、これは通常銀行でございますが、受託銀行、この引受証券会社と受託銀行の両者がいわば起債関係者としていたしまして、社債発行を希望する発行企業との間で相談をしながら起債を行っていくという状況でございまして、ただいま御指摘の自主的なルールと申しますか、公募社債につきましても起債ルールによ

うなものがこの引き受け及び受託の関係者間で自主的な申し合わせルールができておりまして、これはたとえば企業の財務内容につきましても一定の基準を申し合わせておりまして、公募でございまずから、やはり社会的な信用度のある、そして万一にも社債に債務不履行が起こって、社債権者保護に欠けるような結果とならないよう、企業の財務内容につきましてもかなりレベルの高い基準を置きまして、そこに適合した企業についての発行を市場で受けていくこと、そういう形で自主ルールが設けられ、それに従って公募債の発行が行われているわけでございます。

○寺田熊雄君 何か金額的な規制があるということとを聞いておりますが、これはいかがですか。

○説明員(小粥正巳君) ただいまお尋ねの金額的な規制でございますが、これは現在行われております基準で私どもが聞いたところでは、新たに社債を出す企業の純資産につきまして現在純資産六十億円以上の企業を起債のできる企業としていたまの自主ルールでは取り扱っているという聞いております。この純資産でかなり高い基準を設けましたゆえには、社債が、先ほど申しましたように公募でございまずから、あくまで信用度の高いものであること、それから投資家にとりましても社債券が転々流通をするということが公募社債のいわば核心でございまずので、転々流通に値するような起債規模と申しますと、どうしてもある程度社債発行の単位と申しますと、ロットが大きいものでないと市場でなかなか受け入れにくいという事情もございまず。そのようなことから、先ほど申しました、諸財務比率によります質的な基準とあわせまして、ただいま申し上げました純資産額が現在では六十億円以上の企業について市場で公募起債を受け入れていくこと、そのようなルールになっていると承知しております。

○寺田熊雄君 発行される社債の額については別

段規制はありませんか。

○説明員(小粥正巳君) 発行される社債の額の限度というものは、これはこの商法上の総枠の限度以外には特にございせんが、一つはいま申しました転々流通に適するだけの一回の起債額のもとと申ししますか、ロットの大きさにつきましては一応現在一回の発行額二十億円というのが一つのめとございします。

それからもう一つは、上限で具体的な制約はございせんが、発行企業の内容、それから市場の、何と申しますか、市場での受け取り方で、おのずからその社債の一回の発行額がどの程度であれば円滑に消化できるか。もっぱら市場の消化能力により、それから発行企業の内容によりまして規模は違つてまいります。したがって、いま申しました二十億円は一応の最低発行額と聞いておりますけれども、非常に多いものでは一回の発行額が、たとえば東京電力では三百億円程度、そのような大きな発行単位で起債される例もございします。

○寺田熊雄君 現実に社債の引き受けをする証券会社というのは何社ぐらいありますか。

○説明員(小粥正巳君) 証券取引法に基づきまして引受業務ができます証券会社の資格が限られておりますが、現在引受免許を受けております証券会社は六十二社でございしますが、実際に引受業務を行っておりますのは、このうち五十八社と聞いております。

○寺田熊雄君 通常の貸付金とこの社債とのいわば法律的な差異と言いますかね、それから経済的作用の面から見た差異というか、それを一応あなたの方の認識を承りたいと思います。

○政府委員(香川保一君) 一般の借入金と社債の法律的な差異、これはいろいろございまして、銀行が、最も基本的な点は、借入金は御承知のとおり銀行なら銀行を債権者とするいわば指名債権でございします。社債の場合には有価証券として転々流通すること、つまり社債権者が有価証券の移転に伴つて移転するという、さような関係がござい

ますので、有価証券制と申しますか、簡単に言えば、債権者から見れば債権者が何人であるかということが指名債権の場合のように定かでないといひますか、さような点が最も法律的な相違点だろうと思ふのであります。

経済的な差異、これは貸付金によってやはり相当違つてくると思ひますけれども、一般の市中銀行が貸し付けておる場合には、御承知のとおり、本来は短期の運転資金というふうなものが本筋であるべきでございします。それが実際は長期のものになっておるといふのは、切りかえ切りかえで、結果的に長期の貸付金というふうなことが、どうして経済的に見ますればコストがアップするといふふうな関係はあろうかと思ふのであります。社債の場合には、発行条件から償還が相当長期の、先のものでございしますし、さような意味においては一般の短期の転がしによる貸付金に比べればコストは低うございします。長期のいわば安定しておる資金、かようなふうな一般的には見られるかと思ふのであります。

○寺田熊雄君 通常の借入金でもあれですね、そういうまあ運転資金のような一時の融通的なものでなくして、長期の貸付金というのやっぱありますね。それは銀行の貸し付けの中でのくりに占めていられるんどうか、わかりますか。

○説明員(小粥正巳君) ただいまの寺田先生のお尋ねでございしますが、ただいま手元に直ちに、いまお尋ねの長期ローンと申しますか、長期の貸付金と短期の貸付金の比率を用意しておりますので、すぐ調べればわかることとございします。で、ちょっと先生のお時間の最後の方で御報告をさせていただきますが、あわせて申し上げますと、確かに長期の貸付金につきましては、場合によりまして社債、通常十年でございしますが、十年に及ぶような長期の貸付金もこれはございします。ただ、企業の借入金の内容は、先生御指摘のように、短期の運転資金をつないでいく形と長期の借入金との混合で行われておりますので、平均的に申しま

すと借入金の平均借入期間と申しますか、これは社債よりはずっと低くなるのが通常でございします。そのような意味で、ただいま民事局長からもお答えがありましたように、社債の方が長期であり安定資金であると、こういうことが申せるかと思ひます。

それからもう一つ、経済的な側面ということをつけ加えさせていただきますと、コストの問題でございしますが、社債のコスト、これは十年物といひまして諸手数料を加えました発行者コストでは、現在、たとえば企業担保つきの最もグレードの高い社債で九・八〇八というのが一応の発行コストのめとでございします。あるいは電力債のように、一般担保でございしますと若干低くなりまして、九・五六九、このくらいのコストと計算されております。一方、ただいまお尋ねのような銀行の長期の金利を申しますと、これは最も優遇された金利で現在九・二でございします。ただ、銀行からの借り入れの場合には、先生よく御存じのように、通常債務者預金がある程度歩どまっておりますのが通常でございします。したがって、債務者預金の歩どまり率をどのくらいと仮定いたしますか、これによって違ひますが、たとえば歩どまり率を一〇％ないし二〇％と腰だめ的に見当をつけますと、ただいまの社債のコストより銀行からの長期借入金コストの方が現実にはややこれを上回る、やや高いことになるのではないかと推計されます。そんなこともございまして、社債が長期安定的であり、かつコスト面でも実質的には有利な資金と考えられるゆえんはそのようなところかと考えております。

○寺田熊雄君 これは増資による資金の取得ですね、株式の募集によって資金を取得していくの、社債によって資金を取得するのと大体でよろしいから、どっちがいいのか。いいといつてもいろいろ観点があるでしょう、その利害得失、もしおわかりだったら大体でいいから説明していただきたい。

○説明員(小粥正巳君) ただいま増資と社債とそ

れぞれの調達方法の比較というお尋ねがございしたのですが、ただいまはコストの面で申し上げましたので、この点につきましてはまずお答えいたしますと、社債の場合にはただいま一般担保つきの場合でございしますと九・五九九というふうな、その程度のコストであると申し上げました。増資の場合には、これはなかなかコストという観点ではつかみにくいわけでございしますけれども、現在の市場あるいは投資家の間での一応の安定配当率と目されておりますのは、額面に対して一〇％、一割配当かと思ひます。この場合に、もし額面割増配当で配当率一割を維持する、こういう前提で考えますと、申し上げるまでもなく、増資により配当負担がふえた場合には、この配当分について税の負担がございします。社債の場合には、借入金と同じく支払い利子は損金でございしますから、課税の関係はございせん。したがって、配当及び課税負担を合せてコストと考えますと、一応の仮定を置いて計算をいたしましたところ、一割配当を前提にいたしますと、税込みで一八・六％のコストという計算でございします。したがって、社債の最もグレードの高いA A格債の発行者コスト、先ほど申し上げました約九・六％程度でございしますが、これとの比較では増資の場合がかなり高いということが出てまいります。これはもちろん税制の問題でございしますし、一割配当というものをコストと考えるべきかどうかという議論はございしますけれども、企業の経営者から見ますと、やはり増資の場合に負担が大きい、実質的なコスト高懸はあるようでございします。

それからもう一つは、市場が増資を受け入れるか、社債を受け入れるかという、この問題はございします。社債の場合には、公募につきましては先ほどお答え申し上げましたように、一応純資産の基準でありますとか、財務比率によりまして質的な基準に適合したものという自主的なルールがございします。増資の場合にも同じような市場でのルールがございしますが、これは何といひましても株式市場における市況いかに、その企業の業績を反映

いたしまして、経営者の意図にかかわらず、増資がきわめてできない場合と、市場が積極的に受け入れる場合とございますので、市況いかによるところ、これもきわめて大きいと思います。主としてコスト面につきましては以上のご意見です。

○寺田熊雄君 いま御説明のように、社債の発行の方がはるかにコストが安いということになると、なかなか、ことに市場が非常に増資に向いていないということになりますと、社債の発行を容易にするような立法というものは、そういう現実の経済情勢に追随したことになる。したがって、一層株式の募集による、増資による資本の獲得というものを困難にするというような非難もないではないようですが、これに対してはどういうふうな弁明なさいませうか。これは民事局長と課長と両方にお伺いいたします。

○政府委員(香川保一君) 商法の立場から申し上げますと、やはり自己資本の充実ということが何よりも留意しなきゃならぬことでございまして、さような意味で、資金調達も社債よりはむしろ新株発行増資によって調達される比重の方がはるかに多いということが望ましいと思うのでありますけれども、やはりそのときどきの経済事情によりまして、法律の所期しておると申しますと、さような自己資本の充実という意味で一〇〇%増資が経済的に十分円滑にいくというわけにはなかなかまいらないわけでありまして、しかし、自己資本の充実という意味は、逆に申しますれば、先ほど申しましたような極端に言えば短期の転がしの借入金で資金を調達するとうふうな、いわば財務内容自身が不安定である、そういうことを避けようという趣旨が根底にあるわけでございます。さような意味から申しますれば、次善の策ではあるかもしれませんが、長期安定の社債によって資金の調達がなされるということがより好ましいわけでございます。この辺のところは、やはりそれぞれの比較考量的問題かと思っております。ただ、やは

り商法の面におきましてできるだけ自己資本の充実を法制面から容易にする、さようなことも心がけなければならぬというふうな考えをおるわけでございます。現在、法制審議会において株式会社法の再検討がされておるその過程におきまして、自己資本の充実をどのように法律面から円滑に支えていくかというところをいろいろ検討していただいております。

○説明員(小粥正巳君) ただいまの先生のお尋ねでございますが、私も自己資本の充実というところが企業の財務内容改善という意味できわめて重要なことと承知しておりますが、ただ、今回の社債発行限度の関連で申しますと、先ほど申し上げましたように、増資が自己資本充実の重要な手段であることは当然でございますが、先ほど市場いかによると申し上げましたが、それはまた企業の業績、企業の収益力があるレベル以上である場合に初めて市場が増資を受ける、企業といたしましては増資後の配当負担にたえらる、基本的には企業の収益力の向上、あるいは自己蓄積力の強化、こういうものが増資を円滑にできる基本であらうかと思っております。しかし、現在のような経済情勢におきまして、なかなか一般的に申しまして、企業の収益力が低い状況でございますので、増資が容易に行われる状況ではございません。そのような場合に、もし増資ができない、そしてまた社債についてもたとえ商法の限度に抵触するということでも社債の増発もできないということになりますと、企業は資金調達を借入金に頼ると、こういうことになりがちでございます。しかし、申し上げるまでもなく、わが国の企業の資金調達の中で銀行を中心とする金融機関借入金の比率が余りにも多過ぎます。先ほどから申上り上げておりますように、社債は同じく負債ではございますけれども、金融機関からの借入金に比べますと、やはり長期安定的であり、企業の財務内容にとりましては、あえて申せば自己資本に準ずるものという言い方もできようかと思っておりますが、借入金に偏り過ぎる現在の企業の財務内容を考えます

と、社債のウェイトがこれからもっと増加をしてよろしいのではないかと、それが企業の財務内容の改善につながるのではないかと、こんなふうに考えておりますので、自己資本の充実はある意味で企業の収益力、自己蓄積力の向上にまつという、そういう面でこれは非常に長期的な課題でございますが、制度の問題といたしまして、むしろ合理的な範囲で社債がもう少し発行しやすくなることと、現在の企業の状況から申しまして、私は必要であらうかと考えております。

○寺田熊雄君 ちょっと言葉じりをとらえるよう恐縮ですけど、民事局長は社債を何か自己資本のごとく言われたのじゃないですか。これは経済的な作用ではそういうふうな考えられる余地があるが、法律的に言ったらこれはもう自己資本なんということはとうてい言い得ないと思うのだけども、これはいかがですか。

○政府委員(香川保一君) 自己資本と申し上げたつもりではないのでございますけれども、自己資本に準ずると申しますと、借入金と比較すれば、いわば自己資本の充実が必要だという観点から見ると、借入金よりも社債によって資金が調達される方が自己資本充実の観点から考えても好ましいのではないかと、かような趣旨で申し上げたわけでございます。

○寺田熊雄君 何かこたわるようだけれども、結局あなたは、そうすると、社債を自己資本の範疇に入れられるわけですか。それともやっぱり他人資本本だと言われるわけですか。何かあなたの説明を聞くと、結局自己資本充実の理想にかなうというふうに言われるから……

○政府委員(香川保一君) さような趣旨ではないわけでありまして、増資によって資金が調達されることが株式会社としては最も好ましいと、さようなことはもちろんなのでありますけれども、その増資が容易でない経済基盤のもとにおきまして、一般の借入金によって資金を調達するのと社債によってそれを行うのとどちらがよりベターか、自己資本充実が言われるその趣旨から申しま

して、どちらがよりベターかという点から申しますと、社債の方がはるかにベターだと、かような趣旨で申し上げたわけでございます。

○寺田熊雄君 まあこの程度にしておきましょう、何かちょっとまだひっかかる点があるんだが。

それから、中小企業で社債を発行しているもの、これは大体、ちょっとわかっている程度で結構であります。後でできたらこれは表にして提出していただきたいと思います。

○説明員(小粥正巳君) ただいま中小企業で社債を発行している企業がどのくらいであるかというお尋ねでございました。先ほど申し上げました公募債につきましては資料がございまして、公算以外の私募債につきましては、実は特にはっきりした統計がございませんので、把握には私も苦心をいたしました。必ずしもはっきりしたものはございません。ただ、一つの手がかりといたしまして、法人企業統計によりまして、資本金一億円未満の会社につきまして社債を発行しているという記載があるもの、これをずっと集計してまいりますと、ただいま申しました資本金一億円未満の会社、社債の残高が、これは昭和五十年度の末の数字でございまして、二百二億七千四百万円という数字がございまして、これが、お尋ねに正確にお答えできないのでございますが、統計上の制約から一つの手がかりといたしますと、一億円未満の企業のうち社債を発行し残高があるもの、これを合計いたしますと、五十年年度末約二百三億円と、このような数字がございまして、これは資本金規模から申しまして恐らくすべて私募の社債であらうかと思っております。

○寺田熊雄君 いまあなたがおっしゃった私募債と公募債の割合、これも何か統計がないようだけれども、あなたが把握していらっしゃる、大蔵省で把握しておられる大体のものがおわかりだったら御説明いただきたい。

○説明員(小粥正巳君) ただいま申し上げましたように、これは一つの手がかりということで、直

接公債と私債を比較することは、なかなか統計の制約がございましてむづかしいわけでございますけれども、現在私どもが公債債にございましてはほぼ完全な資料を用意してございます。ただいま資本金一億円の企業で五十年度末の数字が約二百億円と申し上げましたが、一方、公債債の発行ペースで申しますと、たとえば最近終了いたしました五十一年度では、電力債、一般事業債合計いたしました一兆一千六百六十四億円、このような規模で発行されております。その前の年度が約一兆五千億円、四十九年度九千八百億円、そのような規模でございまして、最近大ざっぱに通観いたしました一兆円前後の公債債が市場で発行されております。したがって、確かに公債債の発行規模に比較いたしますと、まあ統計の漏れはもちろございまして、先ほど申し上げました規模の小さな会社の発行しております私債は、総計いたしまして、規模から申しますとかなり小さいものであるかと思ひます。

○寺田熊雄君 これは経済界の実務を担当している友人に聞きますと、五十二年度に入ってからからの社債の発行量がきわめて少ないということなんだけれども、最近五カ年間の社債発行量、これは後で統計を出していただきたい、きょうは説明はよろしいから。

それから、ことしに入ってからからの社債の発行量をちょっと説明していただきたい。

○説明員(小野正巳君) 本年に入りましてから、まだ四月の半ばでございまして、これはことしの一月からでございます。

○寺田熊雄君 はい、一月から。

○説明員(小野正巳君) 一月から各月の数字を申し上げますと、事業債につきまして一月八百八十億円、二月五百二十億円、三月一千九十一億円、年度が変わりまして四月中でございまして、一応六百億円の起債が予定されております。以上のような状況でございまして、なお起債関係者の間では五十二年度年間を通じての企業の起債希望の取りまとめは、これは別途行っております。

これによりまして、ついでに申し上げますれば、五十二年度の希望額をそのまま集計いたしますと一兆八千四百億円でございます。前年度の実績に図をまして約五八%の伸びを示しておりますが、これは当然のことながら金融情勢、市場の状況によりまして希望がどの程度の実績達成率になりますか、今後の環境の推移によることかと思ひます。

○寺田熊雄君 それから最近為替の問題、ことに円が非常に強くなったということが言われておりますけれども、この外債と為替相場の変動の問題、どういふふうに出ていくか、どちらが有利であるとか、そういう点をちょっとと説明いたしたいと思ひます。

○説明員(小野正巳君) わが国の企業が外債を発行いたします場合に、ただいまお尋ねの為替変動の関係がどのように関連するかというお尋ねでございますが、これは大きく分けて二つの面があるかと思ひます。ただいまわが国の企業の外債発行は米国のドル建てのもの、ヨーロッパ市場でのマルク建て、スイスフラン建て、あるいはわゆるユーロドル建て等々の形で各地で異なった通貨によって発行が行われておりますが、この場合ただいまお尋ねの通貨によりまして、いわゆるその為替が強いと申しますか、強い通貨、弱い通貨の別がございまして、一般的傾向といたしますと、西独マルクあるいはスイスフランのような強い通貨と目されております通貨建ての場合には強い通貨に対する需要が多いこともございまして、発行条件を考えますと金利がある程度他のマーケットより低いのが現状でございまして、したがって、できるだけの有利な発行条件、すなわち低い金利で発行しようという企業側の選考から申しますと、むしろ強い通貨建ての市場で発行いたします場合に比較的有利な金利で発行ができていという現状がございまして、

それからもう一つの面でございますが、これは社債を償還いたします場合に、償還時までの為替の変動がございまして、わが国の企業が起債に

よる手取り金を円で運用をいたしておりますので、償還期にたとえば西独マルクなりあるいはスイスフランなり、当初の通貨で再び支払いを行うわけでございますが、その間の為替変動によりまして損益が当然考えられます。この場合発行企業にとりましては、もし円に對してマルクなりスイスフランなりが発行時に比べまして償還時により高くなっておりますと為替損がございまして、そのようになりリスクはございまして、もちろん逆の場合、為替益が出る場合もございまして、そのような意味で長期にわたる為替変動を見通すことはもちろん困難な話でございまして、ただいま御指摘のようにより円が比較的強い通貨のグループに入っておりますので、現在のところもし円と他の通貨との関係が円が相対的に強い関係、これをこのまま維持することが期待できるといたしますと、償還時における為替差損のリスクは小さく、かえって為替差益のメリットの方が大きく考えられるのではないかと、そのような関係であらうかと思ひますけれども、この辺はいろいろいたしまして長期にわたる為替変動の見通しということ、かなりむずかしい問題ははらんでいっていると思ひます。

○寺田熊雄君 大企業は非常に外国にいわゆる現地法人を設立してそれぞれの資金の獲得をしておるようでございますが、この現地法人が社債を現地の認められる方法で募集している場合には、これは日本の法制では全く規制の対象にはならぬわけでしょう。その場合、その資金を親会社に持ち込むことが商法二百九十七条や本法の脱法行為になるのではなからうか、そういう現実の事例があるのかどうか、それが脱法行為だとすると、それを何らかの意味で規制することができると、それを、そういうことを承りたいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) まあ実質子会社のなものを外国法人として設立いたしましたして、その外国法人、子会社が社債を発行する場合にももちろん日本の法律にはよらないわけでありましてその国の法律によるわけでございますから、多くの国におきましては社債発行限度枠というふうなものを

規制いたしておりますので発行ができることが多いわけだと思ひます。その発行によって調達した資金を日本の会社である親会社に持ってくるというの、これは法律的には外国法人たる子会社から親会社に対する貸付金ということになるだろうと思ひますが、これはいけないというわけにはまいらぬわけでございます。しかしそのことが商法二百九十七条の脱法行為ではないかと言われましても、同じようなことは国内におきまして子会社をつくって、それが日本の場合には二百九十七条の限度内でございまして、社債を発行して調達した資金を親会社に貸し付けるといふこともこれが脱法行為といふことで現在規制することにはなっていないと思ひます。

しかし実際問題として、これはまあ子会社、親会社の関係というものをどういふふうに通法上規制していくかという問題とも関連すると思ひますけれども、現在までさような二百九十七条を自己を脱法するといふ意味においてお説のようなことをやった例というのは、脱法的な意味では、ないように承知いたしておりますが、過去に実質子会社と目される外国法人によって調達した社債資金を親会社が借り入れたという例は一件たしかにあるように聞いておりますけれども、特に脱法といふふうに見なくてもいいような事案だったというふうに出ております。

○寺田熊雄君 市場課長、ちょっとその点……。

○説明員(小野正巳君) ただいまのお尋ねでございますが、民事局長から御説明があったとおりでございますけれども、まあ大蔵省の方の關係で申しますと、いまお尋ねの現地法人が現地で起債をいたしまして調達した資金を親会社に供給する場合、通常貸付の形式をとりますが、たとえばインパクトローンの導入というふうな形で貸付形式をとることがございまして、これにつきましては外資法の貸付金債権取得の認可、こういうことでチェックをしているわけでございます。

のがありますか。

す。したがいまして、現在、純資産額六十億円で

わせでそうなっていますと、ますます純資本額

を発行いたします場合には、先ほど来申し上げて

おりますように、起債の一応最低のまとまった単位というものがございまして、各企業によりまして一回の発行ロットはかなり高いものもございまして、したがって、個々によるものではございませうけれども、申し上げましたかなりの数の企業があるいは業種によりまして、相当の部分がもしこの御審議のいたしております法案が成立し、限度が広がることになりまして、その点は起債上限度があるために起債し得る企業がでなくなる、そういう資金調達の問題がそのためにふさがれるという問題はかなり解消するであろう、一般的にはそんなふうには申し上げられませう。

○橋本教君 端的に言いますと、まあたとえば今後五年間の改正がなされてからとってみますと、大体発行残高はどれぐらいになるだろうという推定の調査なり推計というものは出しておられませんか。

○説明員(小堀正吉君) ただいまのお尋ねでございますが、今後やや中期的、たとえば五年後を見通しての起債の残高予想というものは実は残念ながら私どもではやっておりますし、あるいは私どもの知る限りではどうもそのような調査を行っているところは直ちに見当たらないわけでございますが、ただ先ほど申し上げておりますように、従来借入金に余りにもわが国の企業の資金調達が偏っておりまして、今後の方向といたしますと、やはり借入金よりも少しくこの起債による資金調達をふやしていくことが必要ではないか、あるいは政策的に考えましても、企業の財務内容改善に貢献するという意味で起債による資金調達のチャンネルを太くしていくということを考えるべきかと思っておりますので、それぞれの各年次の経済情勢によりまして変動はございませうけれども、趨勢といたしましては起債の発行規模は次第に増加をしていく、あるいは資金調達内に占める起債の割合が少しでも着実に増加していく、こういう方向を私どもも期待もし、考えているわけでございます。

○橋本教君 その点の調査なり推計的な検討を

やっているとところはないうことですが、これは経企庁なり通産省なり大蔵なりいろいろ関係があるところですが、私がなぜこれを問題にするかといふと、いわゆる過剰流動資本の問題で、大蔵省が大口金融規制を打ち出された。現在でも銀行借り入れが非常に多いということで、結局こういう公債起債の枠を広げても借入金の性質というものは、これは変更が本質的にはないということになる。そういうことで現在でもかなりの公債起債が発行されているし、余力が二兆円を超すという状況でさらにこの枠を広げまして、いま答弁があったように、これが公債起債発行の誘因になつて一層の増強、増幅されていくことになりまして、多額の赤字国債の発行ということも関連をしまして、わが国の経済全体についてインフレ懸念なり、あるいは信用膨張なり、そういった問題が出てくる危険性がないと言えるだろうか。そういうところまで通産なり大蔵なりあるいは法務省は検討してこの法案を出しているのだろうか、そういうことを私は質問したいから聞きたかったわけですね。

しかし、そういう点について研究も推計も統計もとっていないということになりますと、私はこの法案を出すということでの政府の準備が十分だとは言えないのじゃないかと思ひます。それはそれとして、わからないのですから仕方ありませんが、次に伺いますが、現在この発行余力がなくなつて、この商法改正を最も強く要求している業種というのはどういう業種なんでしょうか。

○政府委員(香川保一君) 鉄鋼関係それから化学工業関係それから鉄、さようなところが一番強いかなと思ひますが、さらに造船関係もそのうちに入るかと思ひます。

○橋本教君 造船を例にとりましょう。現在世界でタンカー余力が一体何万トンぐらいあるか、これは香川民事局長お聞きになっていらっしゃいますか。大蔵だぶついている。

○政府委員(香川保一君) よく存じません。

○橋本教君 私も知らなかったのですが、四日前

にニュースセンター九時を見て私驚いたのです。長崎で百万トンの造船ドックが全く空になっていゝる。そのときのニュース解説によりますと、世界で約一億トンに近いタンカー余力ができて困つておる。そういうことで百万トンの余力のあるそういうドックで五万トン、六万トンの船をつくらなくちゃならない。こういう状況で造船業界は設備投資なんてもうとんでもない状況にいま追い込まれていゝる。こういうのがニュースセンター九時で流れておりましたね。だから、いま造船が起債枠限度に近づいて非常に要求が強いということ、これは発行限度枠が少なくなつていゝるということを示すだけで、提案理由趣旨説明にあつたような設備投資資金の長期安定取得ということをやるといゝ状況になつていゝない、私はこう言つていいと思ふのです。さらに鉄鋼についても同じようなことだと思ふのです。鉄鋼関係についても輸出という問題が非常に頭打ちになる。ECとの関係でも問題が出てくる。また業績のよい家電についてアメリカとの間でカラーテレビその他の問題が出ていゝる。こう考えますと、いま高度成長経済政策からの大きな転換の中で、わが国の大企業も含めて当面している経済体制を考えますと、まさに設備投資の長期安定資金の必要性ということ、いまおっしゃつた鉄鋼にしろ造船にしろ最も要求が強いということ、これをまのみにしてこの法案を出して通していいだろうか。こういう問題の調査が私はこれは法案を提出する上で非常に十分ではないという気がいたします。これは経済論争になつて私の専門外でもあります。そういう意味で今度のこの提案について、本当に実質的な裏づけがある提案といふふうに私は思ふれないわけですね。たとえば私の手元にあります去年の五月二十三日の日本経済新聞、これを見ますと、「起債ワ

ク拡大へ緊急行動」ということで、「特例法で対応急ぐ」ということで財界の要求が一応出ておりますね。ところが一方同じ日経新聞では、設備投資の頭打ちといふことで非常に多くの問題を提起している、こういう関係がある。こういう関係で

私は法務省に伺いたのですが、本当にこの枠を拡大するといふことが実際の限度額に形式的にきつていゝるということではなくて、設備投資拡大、長期安定資金の導入といふことで本当に必要だといふことで要求してゐる業種、産業といふのはどこののでしう。造船は私はそうじゃないと思ひます。鉄鋼も非常にしんどいと思ひます。どこだと思ひますか。

○説明員(植田守昭君) 業種の問題になりますから私からちょっと補足させていただきますが、業種からの要望といたしましては、先ほど民事局長も申されました業種、そのほかに私ども聞いておりますのは、機械関係でございますとか自動車関係それから電気、電子といふふうなところからも要請を聞いております。

それで設備投資との関係でございますが、御指摘のように現在全体といたしましては設備投資が必ずしも盛り上がつていゝないという状況でございます。こういう状況にありまして、私どももいたしましては、今後景気浮揚策、たとえば先般御審議いただきました補正予算でございますとか、あるいははたまた御審議いたされております五十二年予算でございますとか、こういったものが実施に移されるに従ひまして、いまよりは情勢は好転するのではないかといいふうに見えております。それから、そういう状況下でございますして設備投資がいわゆる景気浮揚のための需要要因といたしましてこれがもつと出てくることを期待されていゝるということは各業種につきましては一般的にいゝまゝ要望されていゝる、期待されていゝる点でございます。それが今後の景気対策の効果との関係で夏あるいは後半にかけましては機相がかなり変わつてくるのではないかといいふうにまず全般的には考えております。

それから、もう一つの業種の観点から見ますと、本法案には直接関係ございませうが、電力、ガスといふふうな点は、御承知のようになり設備投資意欲が強いという状況でございます。そのほかにつきましては、たとえば自動車関係ござい

私ども社債権者保護の見地からは好ましい方向であらう、こんなふうに考えております。

○橋本教君 大要抽象的な答弁で、一体どこにどういうように質の評価基準の変更が前向きに出てくるのか御答弁がないのですが、これはディスクロージャーというところで一定の有価証券報告書等というものを通じての規制の問題というのはありますけれども、一般債権者から見ればやっぱり社会的信用度が、格づけの問題が一番わかりやすいし、一番目につくわけです。こういう格づけ問題については、大蔵省もつとに御存じのように、アメリカあたりでは長い歴史と伝統があり、信用された機関があつて信頼性は非常に高いですよ。わが国の起債会では大蔵省は関与しないで自主的ルールでやっているといふ事ですけども、いままでの範囲内では社会的信用度があつた格づけにそれだけ高いかといふ事と、それほどまでにはなっていないのが率直な理由です。興人の場合は銀行が処理をしたからということですが、これからこれだけ格が拡大して大きくなって、万一倒産の場合に担保つきたといふことも担保権実行までは大変な手間と時間がかかりますよ。そういう場合に銀行が全部引き受けるかといふと、大蔵省はそういう指導をなさいますか。そう簡単にいかないでしょう。そうなりますと、この枠を拡大するということに見合つて自主的ルールで任している格づけ、これの質の評価なり社会的信用力の保全なり増進ということについて、大蔵省はもっと積極的な方策なりあるいは指導なり、見解を持たなければこれは不安ですよ。積極的にそういう面についてどのようにやっていくかという検討は大蔵省でないのですか。自主的にたまたま任していたと、それが質的に評価基準を改善するようになってきた、ああこれは結構だ、ちよつとこの法案に見合っているわと、それで終わりですか。もっと積極的にこの格づけ基準についての改善なり、信用度、担保の方策なりというものは政策的に持っているのですか。そういうものがなしにこんな法案を出しになるといふのは私はおかしいと思ひます。

○政府委員(香川保一君) 商法の二百九十七条の枠の規制は、先般申し上げておりますとおり、外国の立法令もきわめて少ないイタリアのみといふふなことでございまして、わが国の商法のあり方といたしまして、二百九十七条の制限枠自身が合理的な理由も見出せませんので、むしろ、私ども事務局としては法制審議会の検討待ちでございすけれども、これをやめてしまふといふふな方向に持っていきたいわけにございす。ただ、いまお説のとおりディスクロージャーの制度と合わせまして社債市場における格づけと申しますか、諸外国の運用にも見られるような、そういう格づけの制度がやはり確立して、それによつて社債権者の保護が図られるといふふな基礎ができませんと、なかなか一挙にこれを廃止するといふのはいささかちやうちよるわけにございす。大蔵省におきまして、この問題を議論いたしますときに、できるだけ早急にさうな方向での枠を撤廃しても社債権者の保護に欠けることのないような措置をいろいろの角度から早急に検討してとていきたい、かようなことでございまして、しかし、問題はなかなかさうきやう言つてあしたできるような性質のものじゃございせんので、相当の日時がかかるかと思ひうのであります。しかし、一方社債枠の制限といふのが経済事情から見ましてそれまで待つておられないといふふなことがございすので、さしあたり今回お願いいたしておりますように、二倍の枠まで広げておいて、そうしてその間に大蔵当局を中心にして御指摘のような格づけ等も含めての社債権者保護に万全の措置を講じていくといふことにいたしまして、そこで商法の改正をいたしたい、かようなことで大蔵当局とも話がついておると申しますか、さうな姿勢で大蔵省も臨んでいただいております。

○橋本教君 私が指摘した問題について現在具体的な回答はないといふことで私も賛成はしないのですが、時間が参りましたので、質問をこれで終わります。

○委員長(田代富士男君) 他に御発言もなければ質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(田代富士男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

社債発行限度暫定措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(田代富士男君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(田代富士男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田代富士男君) 証人等の被害について給付に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○寺田熊雄君 この法律は証人等が他人から身体または生命に害を加えられた場合に療養等の給付を行うことといたしております。しかしながら、考えられる問題としては、いろいろ障害に至らない、たとえば暴行であるとかあるいは脅迫であるとか、場合によっては監禁はやはり身体に害を加えられたといふことに入るのかどうか、これは拘束は加えられるけれども、害は加えられないといふ解釈も可能だけれども、こういうような暴行、脅迫、監禁等を加えなかったのはどういふわけでしょう。

律におきましては、証人等が身体あるいは生命に害を加えられた場合だけに給付を行うことにしておるわけにございす。したがひまして、ただいま御指摘のように、あるいは精神的な損害を受けたとか、あるいは財産的な損害を受けた場合が除かれておるわけにございす。これを除くこととしております理由は、まづもつて精神的苦痛といふようなものにつきましては、はなはだその態様が多岐にわたりますので、技術的にも損害額の算定が非常に困難であるといふようなことがございすし、また財産的損害の点につきましても、非常にその態様が多岐にわたるものと思われまして、類型化が必ずしも容易でない、こういうような技術的な問題があるわけにございす。何よりもとにかく、身体、生命に害を受けるといふことは、最も悲惨な場合でございすので、さしあたり、そういう身体、生命に害をこうむつた方に対して国として給付をして差し上げようといふことで、一応この法律のような形になつておる次第でございす。

ただ、ただいま御指摘のような損害に至らないようなものについて何か考えるべきではないかという御意見は、確かに一つの御意見だと思ひつております。立法技術的に非常に困難があるのではないかと思ひますけれども、将来の課題として検討に値するものであらうといふふうに考えておる次第でございす。

○寺田熊雄君 刑事局長、こちらがまたいろいろお尋ねしようと思つたことを先回りして答えられちゃつたのだけれど、確かに、たとえば物的な損害、飲食店の主人がもう飲食店のものを全部壊されちゃつたとか、そういう物的な損害もあるでしょうし、これは損害を受けた場合の慰謝料、これらもどうも療養その他の給付といつて非常に給付の範囲を限定しておりますから、ですから局長が言われるように慰謝料的なもの、これは入つてないと思ひます。これを見れば、これは損害額の算定がきつめて困難であるといふ技術的な理由からおつしやつたけれども、やっぱりこれは真剣に検

討してもらいたいですね。つまり、障害に至らざる方法で、いわゆる俗に言ういやがらせというやつでしょうね、これは鬼頭と裁判のきにも、新聞社のような有力な人々、これがなぜ証人にならないかと、一つの理由として報道の自由ということも言われたのだけれども、もう一つの理由は、右翼、目に見えない右翼などから新聞記者の家族に對していろいろいやがらせがあると、これは非常に立証がむずかしいかもしれないけれど、しかし、これは現実にあることなので、そういう暴行、脅迫、いやがらせ、監禁というような態様の害悪ですか、それとも一つは障害等の被害にあはざる物的、精神的な被害、こういうものに対する検討を真剣にしていきたいと思いますと思うのですが、どうです、刑事局長。

○政府委員(伊藤榮樹君) まあ本来この種の事案は、冷たく突き放してしまえば、当事者同士の不法行為の問題として解決されるという性格のものであらうと思いますが、そういうことでは刑事司法の適正円滑が期せられないということで、国が何らかの給付を差し上げるということで立法されておるわけですが、ただいま御指摘のように、監禁されました場合とかあるいは財産をめちゃめちゃにされたというような場合等については、確かにそこまで手を広げて給付をして差し上げる必要性というものが理解できますので、仰せのとおり真剣に検討していきたいと思っております。

○寺田熊雄君 なお、現実にとの程度この規定の適用を受けた者があつたか等についてお尋ねしようと思つたところ、この配付された参考資料の末尾にこれがあるようですね。「証人等の被害について給付状況」というのがあつて、二として「証人等の被害事例調」というのが、これが約四例ほどあるようですが、この四例を読んでみますと、いろいろ疑問がわくわけです。

それで、ちょっと局長にこの「被害事例調」を見ていただきたいのですが、この1というのは休業補償が全くないのですが、これは全然収入はな

い人だったのでしょかね。かつまた収入があつたとしても休業してなかったのだらうか、どうもそういう疑問がわきます。

それから2の場合も、休業給付というのがきわめて低廉で、まあ昭和三十六年の物価事情を考慮しても、全治二週間の障害に對して休業給付がわずかに六千五百円ほどだという、これはちょっとどういふわけか御説明いただきたいと思う。

それから3の遺族給付、これも証人が現実に被害された事例ですね。それがわずかに百万円ほどの遺族給付である。これはまあ当時の自賠法の最高額は大体どの程度の損害賠償の額を決めておたのか。自賠法によることですね、これとも對比して御説明をいただきたい。

それから4の事例、これは昭和四十三年の事例で、右目を突き刺されて目を三カ月も患つたという事例のようですが、これも何か療養給付が三万五千円で、休業給付が一万九千円だと、三カ月の治療を要して、目にボールペンを突き刺されたというやうな事例にしては、著しく給付が少額なように思いますが、大変細かいことで恐縮だけれども、これを御説明いただきたい。

○政府委員(伊藤榮樹君) 順次御説明申し上げます。

まず1の事例、昭和三十四年に京都地裁舞鶴支部の法廷の廊下で軽便かみそりで切りつけられたという事例、これは療養給付だけを行つておりますが、この被害者は女性でございます、無職でございますしたので、休業給付を行つておらないわけでございます。

それから2の事例でございますが、2の事例は療養給付が当時としても安うございしますが、これは国民健康保険から半額出ておりますので、その余を給付いたしております。それから休業給付につきましましては、当時の最高額であります六百円という給付基礎額に基づきまして計算をいたしまして、当時許された最高限度の給付をいたしておりますのでございます。

それから3の事例は、遺族給付を特にお取り上

げになりましたが、当時いわゆる自賠責の方の金額が百万円でございます、そういう時代の給付であるわけでございますが、これは当時の給付基礎額一千円という最高額に、扶養者がおりましたので、扶養加算をいたしまして、最高額で二百万円という遺族給付をいたしたわけでございます。

それから4の事例でございますが、これは療養給付三万五千二百円、休業給付一万九千八百十三円でございますが、この被害者の方は、工員さんでありまして、時間給で働いておられた方で、当時の御本人の収入日額が七百十九円でございます。その七百十九円に実際に休業されました二十七日プラス四時間三十分を計算いたしますと、一万九千八百十三円と、御本人の収入をそのまま計算をした次第でございます。

○寺田熊雄君 物価事情もあつたかもしれないけれども、結局これを御説明承りますと、結局慰謝料がないというところに原因がありますね。だから、さきさきのように慰謝料を考慮していただかなきゃいけないということになるでしょう。

まあ、この法律でなぜ慰謝料等を加えなかったかという点を考えてみますと、結局第一条のこの法律の目的ですね、この法律の目的が結局証人等が他人から身体または生命に害を加えられた場合において、国が療養その他の給付を行うこととするに依りまして、これがまあ手段になつておる。そして、その目的は、やはり「証人又は参考人の供述及び出頭を確保し、もつて刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現に寄与する」と、国家目的が主になつておりますね。ここから出るのではありませんか、これはやはり先ほども言つたように、給付をふやすためには、少なくとも国家目的に協力した人間、その協力のゆえに被害を受けたという人間に對するその損害の補てんということと、それから国家目的を少なくも同じ程度に引き上げていたいただきたい。片方を非常に落として手段化して、目的を高く掲げて、そうすると、こっちの方が、前者が非常に冷遇されておるのですから、この国家目的に協力した人間の被害を補償するとい

うのを高めていただく、そうして国家目的と同じ水準に置いていただくということを、ひとつ考慮していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 十分研究していただきたいと思ひます。

なお、この法律は警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律と常に何といひますかパラレルに規定をいたしまして運用しておりますので、そちらの方の法律の関係もございしますので、よく検討してみたいと思ひます。

○寺田熊雄君 次に、この法律の第四条ですね、これは一号から三号までの事例を規定いたしました、この場合には給付の全部または一部を裁量によつてしないことができるという規定になつております。三号は、私も、多少この道に飯を食つた者として、ある程度合理性があるように思ふのですが、一、二は、余りにも法律に偏り過ぎて現実に合わないやうな印象を受けるわけですね。たとえば証人等と加害者との間に親族関係がある場合にはこれを給付しないことができる。しかし、法律的に親族関係がありまして、生活実態、實際上の生活ですね、これは何らのよしみがない、親しみもないという親族がありますね。また、ことに利害関係が対立して仲が悪いという場合もあるわけでしょう。そういう場合に、親族であるからといって被害者に給付しないというの、これは裁量事項だからいいじゃないかということがあつても、ちょっとこれは現実に合わない場合が考えられる。

それから二号の場合ですね、「加害行為を誘発した」と、誘発しなくても、ある程度証人等に悪い点があつたと、そのためにこの傷害行為等がなされたという場合、これを余り厳格に解釈されまじと立法の趣旨が現実に合わない場合が出てまいおそれがあると思うのですが、これは法務大臣が施行令で認定なさることになつておられるのですけれども、現実の事例は、なるべくこの第一号、第二号の場合はこの適用をなさらぬ方がいい

と思うのですが、これはいかがでしょう。

○政府委員(伊藤榮樹君) ただいま御指摘のとおりであります。第一号は、たとえば夫が被告人となつてゐる被告事件で妻が証人に出たというこのゆゑに夫からけがをさせられたというやうな場合を仮に考えてみますと、あるいは具体的な事情によりまして、これに給付をいたしますことが社会通念にそぐわない場合もあるかもしれない。いままで例がなかなかありませんから仮定の議論でありまして、そういう場合もあり得るかもしれないというのを考慮して「全部又は一部をしないことができる。」という、まあ裁量的にしておるわけでございます。

それから、二号の方は、証人等に誘発行為があつた場合、これはまあいわば民事的に言いますと過失相殺のやうな考え方をとつてこの号が置かれておるわけでございますが、いずれにいたしましても、これまで事例はございませぬが、将来こゝういふ事例が出ました場合には、仰せのやうな態度で大臣も裁定していただくことにならうと思つております。

○寺田熊雄君 いまのやうな御答弁で対処していただくに余り現実には問題は起きないかもしれませんが、問題が起きた場合に、それに対する被害者の不服申し立ての方法ですね、これはどういふものがありますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 法務大臣の裁定に對しましては、行政不服審査法に基づく異議の申し立てができるわけでございますが、そのほかに行政事件訴訟法に基づきまして裁判所に出訴するという方法と、この二つがあるかと思ひます。

○寺田熊雄君 いまの局長の御答弁によりまして、第四条の第一号、二号等については、できるだけ現実を見て被害の救済の方向で処置するとおっしゃるから、それはそれで結構なんですけれども、ただ、この法律の第五条の第三号、四号、これを見てみますと、遺族給付というものは、証人等の遺族と「加害者との間に親族関係がないものに對して行ふ給付」である。葬祭給付もまた同様であ

る。これは「被害者が死亡した場合において、証人等の範囲に属し、かつ、加害者との間に親族関係がない者で、その葬祭を行うものに対して行ふ給付」と、結局、遺族あるいは遺族でなくとも葬祭を行う者と加害者との親族関係がないという趣旨だろうか、どうもちょっとこれは多少文章が難解だけれども、考えてみますと、先ほど質問いたしましたように、たとへば戸籍上の親族関係がありまして現実にも憎しみ合つてゐる、あるいは何らの親近感もない、生活実態においては他人と全く同様である、ただ戸籍上親族関係があるという場合には遺族給付をなさないという結果になります。しませんか、どうでしょう。

○政府委員(伊藤榮樹君) ただいま御指摘の五条の三号あるいは四号の遺族給付、葬祭給付で親族関係者を除いておられます趣旨は、結局、詰まるところ社会通念上相当かどうかという判断でございまして、たとえば夫の弟が被告人である事件で妻が証人に出たゆゑをもつてその夫の弟から殺された場合に、その夫に遺族給付を差し上げることが社会通念上相当かどうかというやうなことから、ごらんのような規定になつておるわけでございますが、この件につきましては確かに本法制定後の家族関係の変遷、たとえば核家族化の問題等いろいろございまして、私どももいたしましては今後確かに検討を要する問題であらうと考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 いま局長がおっしゃつた実例を見ましても、その加害者である夫の弟と夫とが兄弟でありながら憎しみ合つてゐる例がありますよ、実例には、その憎しみ合つてゐる弟が愛する妻を殺したから夫には一切給付しないというの現実例に合わないですね。これはまあ局長がおっしゃつた例をそのまま引いたわけですが、兄弟でなくとも十分考えられるわけでしょう、おじ、おいと。だから、これは明らかに不合理な規定ですね。これはひとつ早急に、これいまだどうしうと言つても無理でしょうけれども、早急に検討してみてくれませんか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 一生懸命検討させていただきます。

○寺田熊雄君 まあ、一生懸命検討してなるべく早く処置していただきたい。ことに、これは第四条が裁量で証人等と加害者との間に親族関係がある場合には裁量をしてゐるのと、第五条が裁量じゃなくて、もうそれ自体を除外してゐることとは、これはやっぱり現実には矛盾すると思へられますね、合わない場合があるから。

それから、この法律は刑事裁判の適正化を図るために手段として最小限度の被害補償をしようというこゝで、まあ私も先ほど申し上げたやうに、非常に不十分だといふことなのだけれども、それでも起きた場合に被害を補償しようといふものですね。それによつて証人の出頭を確保して刑事裁判の適正化を図らうと、ところが、もっと大切なことが実は一つ残されてゐる。それは何かと言ひますと、現実にはこゝういふ加害行為がなされないやうに証人を守るということだろうと思つてゐる。

そこで、先ほど私も配付を受けた証人等の被害事例を見てみますと、第一の事例ですね、これは法廷の廊下に証人を待たしておつた、そこにまたまた、これは通りがかったのか、それともそこにやはり看守が加害者である被告人を連れて来てそばに座らせておつたのか、その辺の細かい事情はわからなけれども、その廊下で加害者からかみそりで顔を傷つけられたといふ事案でしう。これはもう私も私ども司法の事務に携わる者としては常々考えるのですけれども、証人はやはり証人控え室といふものに置いていただいて、そしてそこに証人のおる限りは守衛を置いて、そして守衛が法廷に案内するといふやうなことができれば、これは被害を防ぎ得たと思ふんですが、ところが、裁判所予算が少なくてもう物理的な施設もないといふところがありますね。まして守衛もなかなかおらぬといふやうなことがあるので、これは最高裁判所の方が予算の節約主義をとられないで、国民のやはり生命を守る、司法の適正化を図

るために元氣を出していただいて必要な予算を獲得して証人の控え室を確保する、守衛もつけるという程度のことを期待したいのですが、これいかがですか。

○最高裁判所長官(岡田鵬吉) ただいま御指摘のやうに事が起つてからは、それはそれといたしまして、事前にできるだけ十分な防止の措置を講ずべきであるといふことは、これは御説のとおりだろうと存じます。それでそのために、いまも御指摘のやうに、証人控え室をちゃんとそろえろとか、それに守衛を設けるとかといふやうなこと、これももちろん御説のとおりでございませうけれども、結構なことではあります。この中で、まず控え室の点でございまして、これは大抵戦後新築するに当たりましては証人控え室そのものは各裁判所に小きなところでも置くといふことになつておりますので、現在では控え室のない裁判所といふものはほとんどないのではないかとこゝういふに承知しております。

で、守衛をつけるという問題でございまして、これは結局、問題はさういふことが起こるか起こらないかといふことに対する情報のキャッチが第一であらうといふふうに私も私は考へておるわけでありまして、いままで、昭和二十六年以来私たちが知つております、現在までに発生した証人に対して暴行もしくは傷害を加へもしくは加えようとしたやうな事例は二十五例ございまして、そのうちで証言をする前に事故が起つたといふのは、ただいま御指摘の舞鶴支部の一件でございまして、それから、証言中の態度がけしからぬとか、あるいは証言が終わつた後でどうもけしからぬといふことでその中あるいはその直後に起つたといふものが、これは大抵裁判長の認識し得る範囲内で起つておるもの、これが二十件。それから法廷から出た直後、もう裁判長の目には見えませんが、出た直後廊下でやられたといふのが四件といふやうな大体数になつております。したがひまして、私もしましては、検察官あるいは弁護人といふ訴訟関係人、あるいは拘留所の職員、裏の

場合は、そういうのがこうこれは危なそうだと、この証人については注意しなきゃならぬということが一番よくわかるわけでありまして、その情報提供していただく。これは従来個人の経験としましては非常にうまく行われていると考へております。そういう情報がございますと、そうするとまず証人が来てくださる時間の打ち合わせ、それから来られた場合にはどこから入ってもらうか、そうしましてそれをこちらで迎へましてそれで書記官室に入れる。私、東京地方裁判所におりました大体そのときの状況を申しまして、控へ室に置くよりはむしろ書記官室に来てもらいます。書記官室に置いておいて、そして時間が来ましたらどうぞということで書記官が案内する。それから帰られる場合も、その前後の事情によりましてけれども、書記官室へ一たん引き上げてもらってそこで待機しておいてもらうとか、あるいは傍聴している状況あるいは被告人の状況等にに応じてわからないように帰すというふうなことをしておるわけでございますけれども、それから法廷の中の証人が不意に襲われることがないように証人席の場所を考えると、それから必要があれば、書記官席とそれから証人席との間にバーが普通ございまして、それをもっと下げてしまつてそのバーの中に証人を入れてしまつとか、そういう配慮をいろいろしておるわけでございます。これはまあ何といひますか、私ももしましては通達を出したこともございまして、それから会同などの場合にその問題を取り上げまして、注意を払つてもらふように言うというふうなことをいたしておりますが、現実には裁判官としてはその証人に危害を加えられるというふうなおそれがございますかありますれば、それはもう一生懸命になつて対策を考へている実情だといふふうに考へております。したがいまして、普通の場合に証人控へ室に全部守衛を置くというふうなところは現在考へておらないわけでございます。

○寺田熊雄君 いまの局長の御答弁だと、すべて完全にやっていると云うふうにとれます

ね。ところがそれは大裁判所だけなんじゃないだろうか。私も現実には地方で関与しておりますと、証人控へ室に案内される証人さんというのは余り見たことないです。皆廊下で待っています。だから、そういう大裁判所の行き届いたことを頭に入れて司法行政を扱われますと、それは大変な誤算なんですね。仮に証人控へ室なんというものがあつたとしても、仮に証人控へ室なんというものがあつたとしても、出頭する証人さんというのはいくらもありませんから。それで、だから大体皆廊下におります。だから、もしそれ局長の言われるように、どこの裁判所にも証人控へ室があるのだというならば、それが各証人に少なくとも行き渡らなさいかねでしよう。そこには案内する者があれば一番万全だが、そんな実例は田舎ではないですよ、地方都市では。それから書記官室に置いてくれるなんということを言われる。それは非常にいいことだけれども、証人を書記官室に待たせておくなんということを私も見聞したことはいないですね。だから、その理想や大いにいいけれども現実には合わない、あなたのいふのは。だから、それは実際に各裁判所に照会してやつてもらふなさい。そんな証人を書記官室に置いておくとか、それから証人控へ室に皆入れておくといふような事例は恐らくないんじゃないでしょうか。中、小都市では。どうでしょうね。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勲君) 普通、証人が出頭いたしますと、事件で呼ばれておりますから、それで法廷に参りまして、それで廷吏のところに、来ましたというのを申告いたしますか、呼び出し状を持って参るわけでございます。それで、その廷吏さんが、じゃどうぞということが必要な旅費日当の請求のあれだとか何とかあります。それで証人控へ室に案内するということになりますけれども、あるいはそのいま寺田委員御指摘のとおり場所によつては来たまま廊下で待つてゐるというふうなことも、これはあるいはあるかも

しれません。それで、とにかく事前にこういうこ

とが起らないように十分注意すべきであるという御趣旨は非常によくわかりますし、そのとおりだと思います。それで、私どもの注意の至らぬところもあると思ひますので、その点については十分今後も考へていきたいと思つております。

○寺田熊雄君 よく調べてください。廷吏が一人で、それから法廷に、まず現実を考へて、ごらんない、傍聴人の方から証人が入つていくと、廷吏の方はずっと向こうの方に座つておいて、普通の女子なんかそこまで行つて廷吏にそれを言うだけの勇氣なんていうのは現実にはないですよ。それからまた行つたにしたら廷吏が一人しかおらないのに、その法廷を外してわざわざ言われるところの証人控へ室まで案内していつてあげるなんていうことは現実の法廷ではないですよ、それは。だから、あなたの方のすべてその頭の中に描いた理想的なタイプというものを考へて、いらつしやるけれども、それじゃやっぱり困るので、現実に実際どうしているかといふことで立論していただかないと。だから、もう少し人をふやすとか守衛をふやすとかいふことをやればやります。ただかかないとね。私自身なんかもそうですよ。これは民事裁判だけれども、相手の被告から脅迫を受けたようなことがあるんでね。これはまあ男だから大したことないんで、何とかこれはしのぐけれども、裁判所には守衛なんていうのは実際ないでしよう。東京地裁なんかにはあるかもしれないけれども、地方の場合には受付に一人座つてゐる場合があるかないかという程度のことです。だから、やはりそういう点考へていただかないといけません。必要なら人員の確保とかいふ点を真剣に考へてください。いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勲君) ただいま御注意のありました点をよく考へまして検討してみたいと思ひます。

○寺田熊雄君 それからこれは刑事局長にお尋ねをしたのだけれども、いま最高裁判所の刑事局長にお尋ねをしたように証人を守るという点では

どうなんでしょうね。たとえば警察官に保護させるとか付き添ひさせるとか、よく外国の事例にあるように、証人を守るという点に直接あなたの方の實力を活用するといふような必要はないんでしょかね。いかがですか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かにおっしゃいますように、場合によつては警察官の保護を求めるといふようなことも必要でありまして、また檢察官が連れ立って法廷へ入るといふようなことも必要だろと思ひます。いずれにしても裁判所は裁判所として、檢察あるいは警察は警察、警察として証人の保護には何としても万全を期さなきゃならぬといふふうに考へておる次第でございます。

○寺田熊雄君 よく現実の第一線の檢察官にそういう点を真剣に考へてくださるようによく徹底させていただきね。

なおこの法律に關連する問題ですが、被疑者の補償規定ですか、それから刑事被害者補償法、この問題について非常にやかましくなつてきておりますが、これは法務省の刑事局長にいまの二つの問題について御抱負なり御計画があれば伺いたいと思ひます。

○政府委員(伊藤榮樹君) まず被疑者補償の關係でございますが、法務大臣訓令によりまして、拘禁された後に犯罪の容疑が認められなかった被疑者に対しては、その拘束に対して補償をいたすことにしております。この点につきましては、従来からもその運用の実態がやや控へ目ではないかといふような御指摘もございまして、一昨年改めて通達を發しまして、全国の檢察官に、いやしくも身柄の拘束を受けて犯罪の嫌疑がなくなった人に対しては、とにかく被疑者補償をするかどうかといふ立件をしなさい、その上で前向きになるべく検討し、補償を行うようにという通達を發しまして、その結果五十年、五十一年それから本年と、補償の件数もふえておりますし、おおむね運用はおくれはせながら軌道に乗つたように思つております。

それから、もう一つの刑事被害者の補償法と言われているもの、これにつきましては、御指摘のように最近非常に動機なき殺人でございすとか、あるいは自分の主義主張のために人の命を何とかもつておきたいというような犯罪もいろいろ出ております。そういう犯罪の陰には非常にお気の毒な被害者というものが必ずあるわけでございす。したがって、それらの人たちに對して国として何らかの手を差し上げるべきではないかという声が内外を問わず高くなっておりまして、私もその必要性を十分認めております。したがって、私もその必要性を十分認めております。したがって、私もその必要性を十分認めております。

制審議会の諮問を経て、なるべく早い機会に実現させたいと思っております次第でございます。
○寺田熊雄君 終わります。
○委員長(田代實士男君) 午前の質疑はこの程度といたします。
午後一時三十分まで休憩いたします。
午後零時十五分休憩

午後一時四十一分開会
○委員長(田代實士男君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○宮崎正義君 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明の中に、私はどうもこの法案に対する法務省の取り組み方といえますが、非常に一歩下がったような消極的な取り組み方であるんだというところを全体を通して感ずるのです。と申しますのは、この提案理由の中にもありますが、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案において、傷病給付の新設により協力援助者に対する給付の充実を図られること等にかんがみ、証人等の被害についての給付制度においても、被害者に対する給付の充実を図ろうとするものであります。」というところになってい

ますが、この警察官の職務の災害の問題、これを基準にして今回の給付の内容も変えていったと、こういうところに問題があるので、法務省自力のこの法律に対する改正はこうあるべきだということをやらなきゃならなかったのだと思うのです。が、こういう問題についても私は不満なんです。よ。しかもこの法律を何年ぐらいはうり出しておいたかというところ、どうでしょう。

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かに御指摘のような点があるかと思いますが、このたゞいま御審議いただいております法律は、要するに広義の刑事

政策的な見地から設けられた制度でございまして、そういう点を勘案いたしますと、確かに御指摘のように警察官の協力援助法と、それから証人被害給付法とはそれぞれ異なつたといえますが、独立した歩みで検討され、改正されても仕方のないものであるということにもなるかと思ひますが、この法律ができました当初からこの法律の立て方といたしまして、給付の目的は警察官援助法と異なる性質が似かよつておりますので、警察官援助法と横並びでいこうというような考え方で立法がなされておりました。たとへば第六条にございすように、諸般の給付等に関しては、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による災害給付に関するこれらの事項を参照して政令で定める。」ということになっておるわけでございまして、従来の経緯からいまして警察官援助法に歩調を合わせながら改正が行われてきたと、こういう経緯になっておるわけでございす。もともと具体的な御指摘はございせんとしておりまして、今度の改正におきましてどうしてございす二つの柱の一つであります打ち切り給付の廃止というの、実は警察官協力援助法の方では三十二年に廃止になっておりましたのでそのことをた

だいま御指摘かと思ひますが、その経緯につきましまして、また御質問がございすればお答えを申し上げます。

○宮崎正義君 いま第六条を基準にしてのそれが中心だから当然それに基づいての参酌してというそういう言葉でこの法律の考え方を持ってきているのだという、そういう私は考え自身が非常にいけないと思ひます。いまこの法律案の二つの問題点のどういふ理由でお立てになつてこの案をつくられたか、施行しようとするのか、その点についても伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(伊藤榮樹君) まず最大の柱でございす傷病給付を新しく採用することにつきまして、警察官協力援助法におきまして今国会で御審議をいただきましたが、去る三月三十一日付で公

布され、四月一日から施行されることになりました警察官協力援助法の改正案におきましても取り入れられたわけでございまして、これと軌を一にして証人被害給付法においても同じ傷病給付を採用しまして給付を厚からしめようということを考えておるわけでございす。

一方、打ち切り給付の方でございすますが、先ほど申し上げましたように、警察官協力援助法の方では三十六年に打ち切り給付が廃止されておるわけでございすますが、この証人被害給付法におきまして打ち切り給付につきましては、まず実質的な理由といたしましては、打ち切り給付を行うかどうかということは、法務大臣のいわばいわゆる裁量行為になつておるわけで、現実の問題としては打ち切り給付を行うことなく、療養給付及び休業給付を継続することによりまして賄ふというところ。それからもう一つ形式的な理由になるかと思ひますが、これまでこの証人被害給付法に基づきまして、長期にわたつて療養給付、休業給付を行うというふうな事態がなかったというふうなことから、若干妙な言い方でございますが、打ち切り給付の規定が存在すること自体で決定的な邪魔になるという状態はなかったということと今日まで来たわけでございす。

今回、傷病給付を採用しますのに関連いたしまして、打ち切り給付を明文からも落としてきちんと整理をいたしたい。こういうことで二つの内容を中心として改正案をお出ししておるわけでございす。

○宮崎正義君 給付の基準額等におきましてもそれそれ問題があると思うのですが、国家公務員の災害補償法、これを基準にして、またそれをさらに今度は親元になるのは労働災害補償の保険法が根本的な基準の法になつて補償関係のものがまとめられていくわけですね。そういうふうには私は理解するのですが、それを追ひ詰めていきますと、労災法に持っていくことになつてくるわけですが、この労災法の基準から今度はこれが類似している警察の關係の職務に關係するところの法律に近い

からそれを立ててやっているというお話でありまして、その給付の基礎額の問題を考へていきたいと思います。これがいつの時点でどういふふうな上限、下限を決められたのか、その意義についてひとつ御説明を願いたいと思います。

○政府委員(伊藤榮樹君) たいま御指摘のように、国家公務員災害補償法を横目で見ると、警察官協力援助法の給付内容が決められており、それをまた横目で見て証人被害給付の給付内容が決められておるわけでございますが、公務員等の場合には、たとえば災害に遭う過去三カ月の平均給与というふうなものが一つの基準になっておるわけでございますが、警察官の協力援助者あるいは証人等におきましては、そういうような画一的な、何といひますか、基準が得にくございますので、一応の計算の基礎としては基準額の下限でございまして標準額、これは公務員であります。巡査の平均給与、こういうものの日額をもつて算出してあります。それから上限の方は警察官の階級で申しますと警視の平均給与の日額で抑えておりました、したがって、いまお尋ねに即して申しますと、下限は巡査の一日分の給料、上限は警視である警察官の一日分の給与、こういう考え方をとっておりますので、最初本法制定當時は基準額が三百七十円と六百円とございましたのが、警察官等の給与の改定等をにらみながら改定をしまして、現在では四千二百円と七千二百円、こういう基礎額になっておる次第でございます。

○宮崎正義君 一つの時点でこのようにしたのか、そのもとですね。たしかもとは巡査の面、警視の面、これはわかりましたけれども、じゃそれが妥当であるかどうかということですね、その金額は妥当であるかどうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 一体幾らを基礎額とするのが一般的に妥当であるかということはいろんなむずかしい点があると思ひますけれども、とりあえず一般の国民の、何といひますか、平均的なところをつかまえるという意味におきまして、下

を巡査の給与で抑え、上の方は一応警視の給与で抑え、こういうことでやってきておるわけでございまして、他にもっと適切な基準といたものがあつたかどうか、考へてみればいふんなこととがあり得ると思ひますが、まあ一番わかりいいのではないかというふうに一応考へております。

○宮崎正義君 この施行細則に出ておりますね、給付基礎額、第四条「法第五条に規定する給付は、給付基礎額を基準として行ふ」、こういういま御説明がありましたけれども、この先ほど申し上げましたものと、根拠といひますか、どこからこれを持ってきたのですか。やはり警察の災害の方の問題でそのまゝこちを取り上げられてつ

○政府委員(伊藤榮樹君) あるいは御質問を正しく理解してないのかもしれないが、いろいろな給付を行います場合に、たとえば障害給付でござい

○宮崎正義君 この施行細則の改正ですね。改正が一条から四条、四条までが五十一年度の政令九

○政府委員(伊藤榮樹君) そのとうりでござい

が、六条になって遺族給付のところが四十二年、これは改正になっていません。七条は四十六年、八条は四十九年、十一條は四十二年、十七條は五十年で、このようにこの施行細則が改正されております。どうして同じ歩調にこれようい

○政府委員(伊藤榮樹君) 先ほど来施行細則とい

○宮崎正義君 そこで、いろいろ問題があるの

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かにたたいま仰せに

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かにたたいま仰せに

れども、いまの物価上昇の中からいいますと、こ

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かにたたいま仰せに

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かにたたいま仰せに

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かにたたいま仰せに

○政府委員(伊藤榮樹君) 確かにたたいま仰せに

います。ただ確かに警察官の給与というのが一般の公務員に比較するといはずでございすが、なお巡査の給与の月額が十二万五千七百円という事でございす。これを三十で割りますと、四千九百九十円ということになるわけでございす。警視庁にても月額二十一万六千六百円、これを三十で割りますと、七千二百円という事でございす。いわゆる実感と隔たつておるかもしれせんが、これで警察官の方も暮らしておられるという様なことを考えますと、将来の問題として何かもうほかにいい基準がないかということは考へてみたいと思ひますが、差しあたりはこれです。やういふことを得ないというやうな状況でございす。

○宮崎正義君 それはわかるのです。わかつた上で私は聞いてゐるわけですがね。先ほど申し上げましたように、参考にして上げたわけですが、生計指数算定額の月額が二十一万六千六百円です。そういう面から考へていって、災難に遭つた証人の人たちが一つの枠の中にはめられた考え方だけで、今日の実感指数というものに離れたもののじゃこれは納得できないのじゃないかと、こう私は言つてゐるわけなんです。ですから、その点も大臣はどんなふうにお考えになつてゐるのかということなんです。

○国務大臣(福田一君) ごもつともな御指摘だと私思つておるわけですが、何と言つても農家収入というものが非常にいままで抑えられておつた関係上、果物その他野菜類、そういうものについて相当なやはり収入があるように価額を決めてきておるというの、これ事実でございまして、と同時に、これはおしかり受けるかどうか知りませんが、季節的に物を食べるという習慣から、もう常時物を食べていくというやり方で、そのためにやはり非常に生産費がかかるというやうなことも含めて、だんだんとこの果物類とかあるいはトマトとか、そういうもの、それだけを御指摘ではないのでありますけれども、そういうものが値上がりしてゐる事情もあるかと私は思つておるの

ございす。しかし、警察官その他の俸給あるいは一般官吏の俸給が食事との関係においてなほ安くないではないかという事でございす。これははわれわれとしても当然人事院を中心にして考へてみなければならぬ問題ではなからうかと思つております。

○宮崎正義君 これは閣議なんかでやはり話し合ひを私はすべきだと思つてゐる。こういう問題全体が各省に通ずることであります。いま大臣のお話ありましたように人事院という話も出ましたけれども、この災害補償の問題につきましても相当まちなんであります。自衛隊は自衛隊の中の災害補償法というのがあります。この災害補償につきましても全部まちなんであります。たとえば公務員が公務で亡くなった場合、その自衛隊の士長さんなんというのは七十八万ですか、八十万足らずで、人間一人の生命が八十万足らずだということとを私は内閣委員会で取り上げたことがありますけれども、そういう公務員の災害補償の方の問題につきましても相当問題点があるのです。しかも交通事故を自衛隊あたりで起こしても、これはもう運輸省の自賠法にも適用されてゐないのです。こんなやうな問題がいっぱいあるわけです。ですから、こういった少なくとも給付基準というものを決めにする場合は、閣議でいろいろな角度で各省間の問題を煮詰められていくのがいいのじゃないかと思つてゐる。私はよく給与の問題ではこういうことをよく内閣委員会で取り上げたのですけれども、いづれにしても、そういうやうな方向でひとつお考えを願ひたい。

それからもう一つは、わが党の衆議院の飯田委員がこの件について質問をいたしております。これは会議録を私はここに持っておりますけれども、この会議録の中に飯田委員の言つてゐる証人の問題について終始大臣にもこれをお伺ひをしてざつと取りました。この証人の問題だけでも関係の法をとり上げてみても、刑事訴訟法に基づくもの、議院証言法に基づくもの、裁判官弾劾法、人事院の規則の一三二とか一三一とか勤務条件

に關する行政措置の要求八条とかこの不利益処分の不服申立て三十八条、四十一条、四十四条、以下四十八条までとかいう憲法の第十四条の面に触れて、同じ証人であるならば証人の考へ方というものをやはりどう決めていくか、どういふやうな形にしていくのが正しいのか、憲法十四条を踏まえてのあり方というものを考へ直していかなくさいけないのじゃないかという質問をしております。私はそのとおりだと思つてゐる。そういう面から考へていまして、いま災害補償の方の問題につきますと、この警察官の職務に協力援助した者の災害給付に關する法律、国家公務員の災害補償法、それからものになるものは労働者災害補償保険法、こういうやうな労災法が基準になつてございす。一体化してないといふこと、所管別々な考へ方をしているといふやうな面から見ても、さうして、この証人に対する一つの定義といひますか、考へ方というものをこの辺ではっきりお考へをしていただく方が私はいいのじゃないかと思つてゐる。大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(福田一君) 実は衆議院でもただいま御指摘がありましたように飯田委員からその問題について御質問がございまして、私はごもつとご意見だと思つてゐるわけですが、これは行政のセクシヨナリズムといひますか、法律の立て方といひますか、いろいろな方面において証人という言葉が使われてゐるわけですが、それをこの際一括して処理をいたそうといたしますといふと、さしあたりわれわれが考へております問題についてなかなか取りまとめをするのに非常に困難な面がございす。飯田委員にも後で申し上げたのでありますが、とにかく一つ一つ片づけるという気持ちで、この際はこれをお認め願ひたいといふのが私の気持ちなんです、ということをお申し上げたわけでございます。憲法の理論あるいは法律理論からいへばおっしゃるとおりであるといふことは考へておるわけですが、といふて、各省にまたがってゐるのを一緒に全部やつてしま

おうとしますと、なかなか時間がかつたり、いろいろの障害が起きますので、さしあたりひとつこの面から取り上げて御承認を願ひたいと、かように申し上げてゐるわけでございますので、いま先生のおっしゃることを私は頭からさうではございませんと申し上げてゐるのじゃないかと、ごもつともではあります。ひとつさういふやうに一步一歩やらしていただくという意味でお許しを願ひたい、こう申し上げたいと思つてゐるわけでございます。

○宮崎正義君 しつこいようですけれども、これは閣議でいろいろなお話があるときに、一番これはいいチャンスだと思つてゐる。全体の国家公務員給与法の問題にしましても、災害法の問題にしましても、いまの法律の一元化の問題というのは随所にいろいろな面であるわけですが、これはこの面だけじゃないわけ。証人の面だけじゃない。もう法律を一元化しなきゃならぬ、保険法の問題でも一元化しなきゃならぬ問題がいっぱいあるわけですから、ですから改めてこの証人に関する問題なんかは特に閣議で御相談していただいた方がいいのじゃないか。そしてまた同時に、各省の局長会議等で、御出席なさる刑事局長も、こういうやうな問題をひとつ御討議をしていただくやうなお考へあります。どうでしょうか。

○国務大臣(福田一君) 先ほど申し上げたところでございますが、今後の問題といたしましては、十分御趣旨を体して処置をいたしてまいりたいと思つております。

○宮崎正義君 それを私は大きく期待をいたしておきます。これは、いろいろな法律の一元化といふことが考へられるわけですから、これからますます私はこういう問題がいろいろな法律の、新しい法律が出てくるたびに討議されてくるのじゃないかと思ひます。それで、いま大臣の御答弁に期待をいたしておきたいと思ひます。時間等が余りありませんので、まことに残念なのでございすが、今日まで暴力団による証人に

く、法務省自体の仕事であるならば、法務省自体が法律を明確にして改正するものは改正していく。先ほど刑事局長が施行細則の六条だとか、私いろいろな条文を挙げて申しましたけれども、

価値指数の上からいって、経済上からいって、人間の尊重という、生命の尊重という面からいって、もと、取り組み方が弱かったのじゃないか、こういうふうにいるのだということを最初に私は申し上げてこの質問に入ったわけですが、大臣がおいでにならなかったわけですから、大臣の考えを伺って質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(橋田一君) すべて法律というものはそのときそのときの事情、情勢がどう動いていく

かといふことによつてまた改正その他をしていかなければならない、社会の環境あるいは情勢を見ながら処置をしていかなければならないものと思ふのでございまして、御指摘の点はごもっともであるといふは考へております。今後そういう趣旨に基づいてひとつ諸般の施策を進めてまいりたいと思つております。

お伺いしていただきたいと思ひます。

まず第一に教えていただきたいのは、証人等を暴力団システムその他が威迫して暴行を加えるという、これはゆゆしい問題ですが、こういった事件が検挙件数として数年の間にどのような推移に

○政府委員(伊藤繁樹君) ただいまの御質問の点は、要するに証人威迫罪がどの程度検挙され検査庁へ送られておるか、こういうことに帰するので

にはないかと思いますが、監人處置罪ができませんでした。昭和三十三年の六月であったと記憶いたしますが、その昭和三十三年の証人威迫罪の検察庁における受理人員が七十四、三十四年が七十六、三十五年が八十、三十六年が六十九と、こうまゝいり

まして、三十七年に百十八。それから一年飛ひま

して三十九年に百二十一と、ここでピークを迎えまして、以後なだらかな下降線を描いておりまして、昭和四十五年が七十二、四十六年七十一と、以下四十七年七十四、四十八年六十二、四十九年五十一と、こういうような状況で検察庁に受理されております。

○橋本教君 検察庁が把握され、検挙された件数で漸次減っていると言いましても、やっぱり最近でも年間五十件ぐらいいある、こういうことになりまして、そのうちで起訴率といいますが、平均で結構ですが、大体どの程度が起訴されておりますでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 一般刑法犯の起訴率に比較して高うございまして、大体大ざっぱに言いますと、五〇%から六〇%が起訴になっておるようございまして。

○橋本教君 まあ起訴便宜主義ということがありますけれども、いやしくも証人に対して威迫を加えるというようなことはこれは断固として許してはならぬという立場が検察庁もあり得ようから、起訴率が高いというのは私は当然のこととしてうなづけるわけですね。

そういたしますと、いままでの数字で大体六〇%ぐらゐ起訴率があるといえますと、三十三年以来かなりの件数が起訴されて、恐らくまあこういうようなものは無罪が少ないと思うのです。その場合にこの威迫ですが、この証人威迫で起訴された場合は暴行、傷害というようなことは違つて、単なる威迫ということがほとんどでしょう。

○政府委員(伊藤榮樹君) 傷害等を伴います場合には、法定刑の関係等がございまして、傷害等で処理される場合が多いございまして、ただいま申し上げた数字はほとんどが証人威迫で処理されたものだと思います。

○橋本教君 そこで、具体的な生命、身体傷害ということになりまして、いま御指摘のように、傷害罪あるいは暴行罪ということになっていくわけですが、あるいは証人威迫との併合罪、包括一罪

になるかもしれません。そういう身体、生命に危険を及ぼすようなことで起訴された件数は、これはどのぐらゐになりますでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 大変申しわけございせんが、そういうことで統計をとっておりませんので、正面からはお答えできないのでございせんが、たとえば昭和五十一年中において証人等がそのことのゆゑに被害を受けたというようなものとしたしましては、傷害を受けたのが四人、暴行を受けたのが五人、脅迫を受けたのが三人、恐喝に遭ったのが一人と、こういうような数字は出ております。

○橋本教君 これは五十一年度だけの数字を教えてくださいたいわけですが、私がこれを伺います理由は二つの問題点を指摘していただきたいということとです。

その一つは、いままでの被害の給付状況は三十六年、三十九年、四十四年にわたつて四件ということとございまして、ところが実際は五十一年だけでもいま言ったように傷害、暴行四件、五件ということと、合わせて九件あるわけですね。だから、いままでの統計はおとりになつていらつしやらないのでわかりませんが、この四件というのが証人に対する実際の不法侵害、実害を及ぼした件数のうち何件だろうかという、こういう疑問がございまして、これでひとつは数字を伺いたかつた。この点がもし大体推定でもおわかりでしたらお教えいただきたい。

それからもう一つは、この法律によってカバーされないいわゆる威迫ですね。精神的には大変な打撃を受け、わざわざ証人の呼び出しに応じて証言した結果、威迫を受けるというような人が年間平均して五十ないし六十ある。三十三年以来のかなり数の数ですが、これが全部被害の対象からは除外されているという結果になっている、これが第二の問題なんですね、こういう点について法務当局はどのように把握されておられるか、お教えいたしたいと思います。

○政府委員(伊藤榮樹君) およそ証人等がそのこ

とのゆゑに傷害を受けたとかあるいは極端な場合殺害されたというような場合には必ず刑事事件となつてまいりますので、ほとんど把握ができておると思ひます。したがしまして、五十一年を例にとりますと、傷害を受けた四人というのは全国でもこれしかないというふうに思ひます。先ほど申し上げました五十一年の数字に即して申し上げますと、遺憾ながらたゞいまの証人被害給付法による給付を受け得ないのがこの暴行にとどまる方、それから脅迫、恐喝と、こういう方がたゞいま御審議いただいております法律の範囲外にあるわけでございます。それらの方々に對する給付というものをどう考えるべきかということにつきましては、

けさほど他の委員の御質問に一応お答えしたわけとございまして、いろいろな技術的な問題はさておきまして、さしあたりとにかく國が給付をして差し上げるのに、少なくとも生命身体を害されたような方、こういう悲惨な状況に遭われた方にはともあれ給付を差し上げようという姿勢がこの法律にあらわれておるわけとございまして、御指摘のような、それじゃ暴行にとどまる場合、脅迫にとどまる場合、こういう場合に何もしないで差し上げないでいいかどうかということとは確かに一つの問題点でございまして、私も将来の問題としてよく研究してみたいと思つておるわけとございまして。

○橋本教君 もう一点、私が指摘をしました傷害等で起訴された件数は三十三年以降はかなりのものだらうと思ふのです、いまの統計のお話を伺ひましてね。ところが、三十六年から四十四年で給付された件数はたゞ四件ですね。これは一体どのぐらゐのバランスになっているのだらうか。この推定はわかりませんか。

○政府委員(伊藤榮樹君) ちょっと資料がございせんが、こういうようなお答えでお許し願へないかと思ひますが、昭和五十一年の証人等になつたために傷害を受けた四名、これについては給付をいたしております。いたしておりますが、その理由でございまして、第一の例は、暴力団の組員

が兄貴分の拳銃所持を捜査官憲に供述したということに絡んで指を詰めさせられたと、こういう情報があったのでございまして。これに基づきまして、警察と協力して調べてみました、この被害者自身がどうしても指を詰めた理由について述べない。また、公判で証人として出廷しまして従来の供述を覆したような証言をしたと、こういうような事情がありまして給付をいたしておらないのでございまして。それから、第二のケースは療養給付を差し上げるべきケースでございまして、御本人の健康保険で全部賄われましたので、給付をしていない。それから、第三のケースは、被害者になつた証人は被告人の妻でございまして、被告人が、妻が自分に不利な証言をしたといつて右手をねじ上げるというようなことをやつたわけとございまして、加害者と被害者が夫婦の関係にあるということで、この法律の規定に基づいて給付をいたしていません。それから、第四のケースは、証人になつて傷害を受けた人が公判廷で虚偽の証言をしたという関係で給付をしておらないと、こういう状況でございまして。したがしまして、こういうようなたゞいま御紹介申し上げたような事由のないケースについては当然給付をすべきでありますけれども、意外にこういうケースが、ただいま申し上げたようなケースが多いというのが実情ではないかと思つております。

○橋本教君 個別に検討すればいろいろな理由があるということになります、いかようにも、いままで四件だというのは、私はせっかく法律がありながら、その適用が少ないところをもう少し検討する必要があるだらう。そういう意味で言ひますと、一つの原因として考えられるのが、証人等が出廷をして被害を受けた場合に給付請求ができるということと十分に知らない、あるいは告知をもつと完全にやれば請求したであらうと思はれる件数がございまして、これを一つ私は感じるので、それからもう一つは除斥期間の問題ですが、この請求し得る期間が短いというところも一つあるのではないだらうか。ここらは

が兄貴分の拳銃所持を捜査官憲に供述したということに絡んで指を詰めさせられたと、こういう情報があったのでございまして。これに基づきまして、警察と協力して調べてみました、この被害者自身がどうしても指を詰めた理由について述べない。また、公判で証人として出廷しまして従来の供述を覆したような証言をしたと、こういうような事情がありまして給付をいたしておらないのでございまして。それから、第二のケースは療養給付を差し上げるべきケースでございまして、御本人の健康保険で全部賄われましたので、給付をしていない。それから、第三のケースは、被害者になつた証人は被告人の妻でございまして、被告人が、妻が自分に不利な証言をしたといつて右手をねじ上げるというようなことをやつたわけとございまして、加害者と被害者が夫婦の関係にあるということで、この法律の規定に基づいて給付をいたしていません。それから、第四のケースは、証人になつて傷害を受けた人が公判廷で虚偽の証言をしたという関係で給付をしておらないと、こういう状況でございまして。したがしまして、こういうようなたゞいま御紹介申し上げたような事由のないケースについては当然給付をすべきでありますけれども、意外にこういうケースが、ただいま申し上げたようなケースが多いというのが実情ではないかと思つております。

局長はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 私どもといたしましては、事柄の性質上、証人等になられたために傷害を受けられたという方は必ず刑事事件として把握できるので、検察官からそのつど給付の請求ができることをお話をさせていただくというようなやり方を励行したいと思っております。けれども、どうしても、あるいは御承知がないために御請求がないという場合もあるのではないかと懸念もされますので、私どもでは、もし今回のこの法案が御可決いただきました際には、新たに運用通達を発しまして特に周知徹底方を末端まで徹底させたいと、こういうふうに思っております。

それから、除斥期間の点でございますが、一応の二年間という除斥期間を設けておるわけでございますが、これは先ほど申し上げましたように、ほとんどの場合刑事事件になってくるので、ぐわかと、またなるべく事柄の新しいうちに給付の内容を決めてしまつて遺漏なきを期したいということとで除斥期間ということにしておるわけでございまして、これが何と言いますか短いために、短いというゆえに請求が少ないということには、万々ないのじゃないかと考えております。

○橋本敦君 除斥期間ということになりますと、これは法律上非常に厳格で、請求権それ自体が消滅するわけですから、この長短は法の趣旨から言つて問題がいろいろあるということであつても、一番肝心なのはやっぱり請求権を告知するということを、いま局長がおっしゃったように、運用通達できちとやっぱり証人にすること、運用通達で、しかし、この刑事事件の証人ということになりますと、検察官請求の証人に限らず、弁護側請求の証人という問題もあります。したがって、私は検察官が運用通達で権利保全の処置を厳格にとつていただくということももちろん賛成でお願いしたいのですが、弁護側証人ということもありまして、これは弁護側が告知するとすれば

日弁連の方から自主的に通達をしなきゃならぬ、こうなりますね。しかし、いづれにしても証人というのはいずれの申請であつても裁判所が採用する証人で、結局裁判所の証人ですから、私は裁判所が発する証人召喚状の末尾にでも、請求ができるということ、除斥期間がわずか二年しかないということ、こういうことを召喚状の末尾にでも書き加える。あるいは、末尾に書き加えるのがおかしければ別添刷りを入れてあげる、そういう処置を裁判所自体がとりいただくことが双方にとって一番いいのではないかと気がいたしております。この辺は裁判所の方の刑事局長のお考えはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勲君) その点につきましてはもう少し検討させていただきたいと思つております。というのは、証人に初めから来られると危ないことがあるかもしれないというふうなことを告知することのよしあしということが一つあると存じます。もちろん委員の御指摘の点はあると思つております。こういう威迫を受けるような証人の数というものは全体の数から見ますと非常に少のうございまして、それらとの絡み合いの上で十分検討させていただきたいと思つております。

○橋本敦君 ですから、別添刷りで呼び出し状に同封すればそういうことで心理的圧迫を受けることがあつてもいいやないということとばかりです。それならば証人尋問が終わつた後で万が一の場合にこうだということを親切に口頭で書記官を通じて言つてあげるという処置もとれるし、これは工夫ですよ。いづれにしても、知らないために自分の権利が喪失するということとは、一人でも起こしやならない。そのことはやっぱり、検察官と裁判所双方で御工夫をお願いしておきたいと思つております。

それから補償した場合に、たとえばいまの場合、自分の健康保険を使った場合は、そこでカバーされるので、補償しないということになるわけですが、これはそれぞれ保険があれば保険を使つてもらいたいというふうな、そういうふうな

考え方が法務省なんかにありますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) そういう気持ちは全くございませぬ。御本人が実際にどうされたかとそれを拝見してやつていただいております。

○橋本敦君 実際に国が補償した場合、わずかな金額で、件数いまだでわずかですが、国の加害者に対する求償という点ではどうお考えですか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 一応、加害者に対する求償権の行使ということをお考えしております。おりますが、なかなか取れませんが実情でございます。

○橋本敦君 現在の状況では、考えていらつしやることを実行するとすれば、手続的にはどういふようにやつて求償が可能になりますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 多くの場合、刑事事件になりまして服役する例が多いと思つて、そういう場合に作業費と金の中から、本人と話し合つて幾らかずつでも払つてもらつたというふうなことが、現実の問題としてはなし得る限度だと思つております。

○橋本敦君 その場合でも、現在の報償費は大体一カ月で千円とか千二百円ということですから、そこから取るのも酷に失するということもありますわね。

それからもう一つは、加害者がえんじなければ、つまり、報償費等から支払うことをえんじなければ、これはどうなさいますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 理論的には訟務局に依頼をいたしまして、強制執行なり何なりの方法をとるわけでございますが、多くの場合、経費倒れともいいますか、になることも考えられますので、ケース・バイ・ケースで検討せざるを得ないと思つております。

○橋本敦君 そういう求償が、事実上なかなか刑事被害になつた人たちの場合はむづかしいということから、これの補償をもっと手厚くするというような予算処置等について、なかなか求償できないのだから、給付内容をもっとよくするということが大蔵省との関係でむづかしい、そんな問題は

起こつたことありませんか。

○政府委員(伊藤榮樹君) ただいま御指摘の問題は、いま初めてそういう感があるかと思つたぐらいでして、全くそういう点が給付の内容の改善に影響してゐるというのではないと思つております。

○橋本敦君 私は、この給付改善ということをお願いしたいのは、検察庁が求償しようと思つても、相手から、労役場に入つていれば報償費は少ないし財産もないという人が多いということから取れないという、検察庁自体が取れないのでしよう。だから、実際に証人を出た人が精神的慰謝料を請求したいとか、それからまた、この基準では不足ですから、普通の損害賠償基準に基づいて不法行為を理由に損害賠償請求裁判を起して、もっと取りたいとかいふ考えがあつても、法務省と同じように、相手がこういう状態だから取れないというところで、法務省があきらめると同じように、あきらめてゐるケースは多いのですよ。ということとは、つまり、まさに国の司法行政の根幹にかかわる証人ということで協力してやうな、法務省でも取れないぐらいですから、まして損害賠償裁判を起して取るなんというところは想像もつかないことですね。ですから、どうしてもやっぱり国の責任で給付内容を思い切つてよくするという処置が、まあこの法案ではこの程度にしたいので、いま言ったような回りくどい議論したわけですね。こういう点について、法務大臣、私の質問の趣旨はおわかりいただけたと思つて、不法行為を受け、脅迫を受け、精神的損害を受け、この給付が唯一の頼りなんです。取るうと思つたつて、法務省でも取れないぐらいの相手方なんです。だとすれば、日本の裁判という制度を完備するために、給付内容を思い切つてよくしていくという方向は、今後の方針として御検討いただきたい。これが私は国民を守り裁判を守る道だと思つて、大臣の御意見を承つて質問を終わります。

○国務大臣(福田一君) 私は、ごもっともな御意見

見だと思ひます。実を言うと、この給付、本當を言へばですね、給付をよくするということも大事であります。やはり悪を憎むという感じを國民皆が持つと、そして、その悪を抑えるためには、人にいささか憎まれるような場合があつてもやるのだという勇氣ですね、これがいまの社会に一番欠けていることじゃないかと思うのです。電車の中で暴行するやつがいてもそれを抑えようとしな

い、こういうようなことが一番いけないので、もっと正義感に徹するということが大事じゃないかと思ひます。私はそれが根本だと思ひますけれども、しかし、実際に被害を受けたという場合には、もっと本當はよくしてあげてもいいのじゃないかと、そんな傳給の分だけであるとかないと、よくそれまでがなばつてくれましたと、こ

ういう報償的な意味が加つても少しも差し支えないのじゃないかというのが私のいまの気持ちでありますけれども、これはまあ法律出しておいてそういうこと言つたのじゃあ申しわけないが、私はそういう感じを持っております。

○橋本教君 それじゃあ将来の御検討をお願いして、質問を終わります。

○下村泰君 午前からのいろいろお話を伺つておりますと、ほとんどもう御意見が出尽くしまして、聞こうかなと思つてゐるのは全部聞かれました。(笑聲)一応まあお時間もあることでござい

ますので、時間をうんと短くしまして、このところ聞きたいなということだけかいつまんでひとつお尋ねさせていただきます。

○政府委員(伊藤榮樹君) この給付の内容の詳細につきましては、証人等の被害についての給付に關する法律施行令というのがございまして、その別表に、この傷害の程度を一級から一四級までに分けて規定しておるわけでございまして、具体的には、今度傷病給付を支給しようとするのは、一級から三級までを考えております。

一級というのは、たとえば両目が失明された方、半身不随となつた方などがそうでございまして、三級と申しますのは、一眼が失明し、かつ他眼の視力が非常に落ちた方、あるいは両上肢、腕のすべての指を失つた方と、こういうようなものが三級でございまして、

この一級から三級だけに傷病給付を支給しようと考えております理由は、こういうことでござい

ます。現在ございまして給付の中に休業給付というのがございまして、たとえばけがをさせられて病院へ入院しておられる。そういういたしますと、病院でかかります費用を療養給付で差し上げますほか、働かなくて収入がないということに対して休業給付を差し上げるわけでございまして、ところが、休業給付の割合は給付基礎額の百分の六十と

いうことに定められております。一方、今度実現しようと思つております傷病給付の場合は、この政令の別表に書いてあるような倍数を基礎額にかけましてまいります。そういたしますと、一級から三級まではこの倍数を掛けますと百分の六十を超えることとなります。四級から十四級までの人が傷病給付の倍率を掛けていきますと、百分の六十より金額が低くなつてしまいます。したがって、四級以下の方には従来どおり休業給付を差し上げて、一級から三級のたくさんの方の金額をもらえることとなる方に傷病給付を差し上げよう、という考えて用意をいたしております。

○下村泰君 私はどうも頭が悪うございましてので、いろんな計算でわからないのですが、たとえばここにいま、先ほどから大変問題になっておりました昭和三十四年の事例ですね、三十六年、三十八年、四十三年、この四件ですね。この四件の

「給付の種類及び金額」と下に書いてございませうけれども、これが現在でしたらどのくらいになるのですか。これ現時点で換算したらどのくらいになりますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 正確には詳細計算してみないとわかりませんが、一番から三番までの昭和三十年代のもの、これは大体現在では十倍以上になろうかと思ひます。

○下村泰君 それにしてもその割りじゃないですね。顔を刺されても二万幾らということになりまして、先ほどからそういう額に關しましてはいろいろと諸先生方もおっしゃつておりますので、これ以上は承る必要はないと思ひますが、先ほど橋本先生もおっしゃつていました威迫罪のことですけれども、この大体検挙件数が減つてきたといふのはどういふふうにお考えになっていましう。どうしたから減つてきたのだとお考えになりますか。

○政府委員(伊藤榮樹君) やはりまず証人威迫罪が制定されたことによる一般予防的な効果があらわれてきておると思ひます。

それから、刑事訴訟法の改正によりまして、お礼参りの危険のある者は保釈をしないことが出来るようになりましたので、昔なら保釈されてお礼参りをしたであらう人が保釈されないうまま拘留所の中に入るといふようなこともあつて減つてきておると、さらには、警察が昭和三十年代以来、暴力団対策として大変検挙に力を入れておりまして、それらの効果がそれぞれ相まってだんだん減つてきておるのじゃないかと思つております。

○下村泰君 そここが大変意見の食い違ふところなんです。刑事局長は法的にいろいろ集まつてくる資料をごらんになってそういうふうにおっしゃつてゐるのではありませんか、私にしてみれば、そんななまやさしいものじゃございませんで、かつて広域暴力団と称される団体が逐次解散という形をとりました。一つにはカモフラージュの組もあつたやうですけれども、その折りに関西

の大阪にある暴力団の組長が、これからおれのところでも弁護士を養成して、アメリカのマフィアと同じようにシンジケートで養成して、法の網をくぐつてやるんだということをお言ひした組長がおつたのですがね。そういうような感覚の持ち主がおりますと、逆にいま刑事局長がおっしゃつたやうないろいろな事例を挙げておりますけれども、その裏、裏をくぐつてこういうものに触れないように上手にやる方法を幾つも考へておるわけですね。ですから、先ほど橋本委員も指摘なさいましたけれども、事実、完璧に検挙されるような事態にならないような巧みなやり方といふのが幾らもあるといふことなんです。今、現に私もずいぶんやられておりますね、そういう方法で。

それから、たとえば脅迫をする場合にも、脅迫と形にならないやうなやり方といふのが幾らもある。それが結局表面に出てこないわけなんです。ですから、この犯罪白書によつていろいろと出てます、数字が。こんなものじゃないですよ、實際は。で、実際に本席に出ていらつしやる委員の方の中にも御経験者があるかも知れませんけれども、たとえば何か電話で最初に一言これこれこういうことをするぞとばつと振るわけですね。その後、一分置きに電話がかかつてくる。そしてこちらが出て名前を言ふとかちゃん、名前を言ふとかちゃん、これ一日に四、五十回やられて

ござらなさい。この精神的苦痛というのは大変なものですよ。で、そういうことの方法とか、一例を挙げたらこういう方法なんですけれども、あるいは人の家の前をうろうろうろして、うろうろしているから警察に頼めば、これは道路交通取締法でやろうと思つても、これ動けばもう取つかまんないわけですよ。そして人の回りをうろうろしてみたり、いろんな方法があるわけですよ。で、こういうものに対する御当局の見解といひまじうか、こういうものを今後どういふふうな取り締まり方をするか、あるいはこういうふうにして圧迫された人たちをどういふふうに通けるか、ちよ

とひとつお聞かせください。

○政府委員(伊藤義典君) 確かに御指摘のように暴力団というものの性格がだんだん変わってまいりまして、非常にやり方が巧妙になってきておるといことは間違いないところであろうと思ひます。そういう巧妙な形の活動を行う暴力団の取締まりということになりますと、取り締まる側も非常に多角的な作戦を立てなければならぬのではないかと、たとえば以前やったことがございますが、税法の面から取り締まって暴力団の根っこから何とか縛っていく方法はないかと、あるいはたまたま関係者がつかまったときに背後関係を徹底的に調べるとか、そういうことで何とか暴力団の一番の根っこの方からこそ取りたいという姿勢でやっておるわけでございますが、御承知のように、なかなか力の及ばない点がありまして、必ずしも十分な成果が上がっているとは言えない面もございます。私も反省しながら、なお将来に向かつて取り締まりの徹底を期してまいりたいと思つておる次第でございます。

○下村泰君 そういうひとつお気持ちでお願いしたいと思ひます。そうしませんと、こういう法案がたとえこれ可決されて通つたにしても、実際に傷つけられたもの以外はどうにもならないというような救助方法では、私は本当の救助方法じゃないと思ひます。具体的にいえば、ロッキクライミングをやっております、いまザイルが切れそうになつた。消れて下まで落ちこちなきや救助しない。いま下に綱もつていけばその落ちこちるやつが助かるというのがわかつていても、どすんと下まで落ちてしまわなければこういうものが出ないというような、これは当てはまるかどうかかわかりませんが、ややそれに近いんじゃないかというふうな気がしますので、どうぞそういうところでも細かくこれからの御配慮を大臣ひとつお願いいたしますして、質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(福田一君) 承知しました。

○委員長(田代富士男君) 他に御発言もなければ

ば、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(田代富士男君) 御異議ないと認めます。

平井君から、委員長の手元に修正案が提出されております。

修正案の内容は、お手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。

平井君から修正案の趣旨説明を願ひます。

○平井卓志君 原案によると、施行日が本年四月一日となつておりますが、同日はすでに経過しておりますので、これを公布の日に変更するとともに、改正後の法律の規定は四月一日にさかのぼって適用しようとするものであります。

これが修正案を提出する理由であります。

○委員長(田代富士男君) それではただいまの修正案に対し質疑のある方は順次御発言を願ひます。――別に御発言もなければ質疑はないものと認め、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もないようですから、これより証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、平井君提出の修正案を問題に供します。平井君提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田代富士男君) 全会一致と認めます。

よつて、平井君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田代富士男君) 全会一致と認めます。

よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

た。

以上の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(田代富士男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時一分散会

〔参照〕

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則を次のように改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の証人等の被害についての給付に関する法律の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

昭和五十二年四月二十八日印刷

昭和五十二年四月三十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T